

名古屋市公報	令和 5年 7月20日 第211号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第33号)	4
告 示 ○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第371号) 5 ○ 告示の訂正について (緑土・都市農業課) (第372号) 6 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第373号) 7 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第374号) 10 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第375号) 12 ○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第376号) 14 ○ 生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第377号) 15 ○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第378号) 16 ○ 生活保護法による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第379号) 17 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第380号) 18 ○ 生活環境影響調査書等の縦覧 (環境・工場課) (第381号) 19 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第382号) 21 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第383号) 22 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第384号) 23	
教 育 委 員 会 告 示 ○ 教育委員会定例会の開催について (第16号) 24 ○ 教育委員会臨時会の開催について (第17号) 25	

公

告

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	
	(上下水・営業課)
	26
○ 農業委員会総会の開催公告	
	(農業委員会)
	27

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第33号）

1 改正内容

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5年政令第 126号）により、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）が改正されたことに伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 7月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第33号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項第 1号イ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 371号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 5年 7月10日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

丹八山公園	南区鳥山町 2丁目、笠寺町字 迫間	図面南11の区域	昭和31年10 月15日
-------	----------------------	----------	-----------------

」

を

「

丹八山公園	南区鳥山町 2丁目、笠寺町字 迫間	図面南11の 2の 区域	昭和31年10 月15日
-------	----------------------	-----------------	-----------------

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 372号

告示の訂正について

令和 5年名古屋市告示第 365号（名古屋農業振興地域整備計画の変更案について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

本文中「令和 5年 8月14日」を「令和 5年 7月30日」に訂正します。

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 373号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
つるたクリニック 眼科・泌尿器科	名古屋市北区中丸町 2丁目22番地	令和 5年 5月 1日
仁さくらクリニッ ク	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地	令和 5年 6月 1日
神宮前内科クリニ ック	名古屋市熱田区三本松町18番 4号	令和 5年 6月 1日
緑丘眼科	名古屋市緑区鶴が沢一丁目1312番地	令和 4年 6月 1日
おおくまクリニッ ク	名古屋市名東区石が根町87番地	令和 5年 4月 1日

もりたか三宅眼科	名古屋市守山区四軒家二丁目 302番地	令和 5年 6月 5日
----------	---------------------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
安田通歯科	名古屋市昭和区安田通 3丁目 6番地の 7	令和 5年 5月18日
医療法人歯科院南 荒子の森	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地	令和 5年 2月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
いつき薬局	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	令和 5年 5月 1日
フタムラ薬局	名古屋市中村区太閤通 9丁目14番地	令和 5年 5月 1日
ウエルシア薬局名 古屋大同店	名古屋市南区滝春町 1番地の80	令和 5年 6月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンオルビア	名古屋市西区大金町 1丁目54番地	令和 5年 5月 1日
ナースコール金山	名古屋市中区正木四丁目 5番 9号	令和 5年 6月 1日

訪問看護ステーションここ	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番地の70	令和 5年 5月 4日
ゆい訪問看護ステーション	名古屋市名東区貴船一丁目 143番地	令和 5年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 374号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	セタクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区黒川本通 4丁目38番地の 1
	新	名古屋市北区黒川本通 4丁目37番地
変 更 年 月 日	令和 5年 5月 8日	

医 療 機 関 名	旧	医療法人正風堂川原医院
	新	医療法人正風堂みどりの風クリニック
所 在 地	名古屋市緑区鹿山三丁目10番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 24日	

2 薬局

医 療 機 関 名	旧	アウル薬局ほんごう店
-----------	---	------------

	新	ハーブ調剤薬局本郷店			
所	在	地	名古屋市名東区上社二丁目42番地		
変	更	年	月	日	令和 5年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 375号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
勝野外科医院	名古屋市千種区池下一丁目 5番15号	令和 5年 5月 1日
名古屋形成クリニ ック	名古屋市西区則武新町二丁目25番 6 号	令和 5年 5月21日
緑丘眼科	名古屋市緑区鶴が沢一丁目1312番地	令和 4年 6月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

歯科院南荒子の森	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地	令和 5年 2月 1日
----------	--------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
いつき薬局	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	令和 5年 5月 1日
さくら薬局	名古屋市南区中割町 1丁目30番地の 2	令和 5年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 376号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
やまだ矯正歯科	名古屋市天白区野並三丁目 437番地	令和 5年 5月26日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 377号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーション恕庵	
所 在 地	旧	名古屋市名東区社台一丁目 103番地
	新	名古屋市名東区高社一丁目89番地
変 更 年 月 日	令和 5年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 378号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
森外科医院	名古屋市西区浅間二丁目 6番14号	令和 5年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林歯科	名古屋市瑞穂区瑞穂通 8丁目 8番地の 1	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 379号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
特定医療法人楠会 楠メンタルホスピ タル	名古屋市北区五反田町 110番地	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 380号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
リバイブ接骨院本 郷院	名古屋市名東区本郷二丁目47番地	令和 5年 5月29日
古橋 祥文		
リバイブ接骨院	東京都品川区旗の台 2丁目 7番 5号	令和 5年 5月15日
加藤 佑真		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 381号

生活環境影響調査書等の縦覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号。以下「法」という。）第 9条の 3第 1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置に関し、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4年名古屋市条例第46号）第31条の 2の規定により、法第 8条第 2項各号に掲げる事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、名古屋市長に生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称を記載したもの。）を提出することができます。

令和 5年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 施設の名称
名古屋市南陽工場
- 2 施設の設置の場所
名古屋市港区藤前二丁目 101番地
- 3 施設の種類
ごみ処理施設
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
都市ごみ
- 5 施設の処理能力
560 t / 日（24時間）
- 6 生活環境影響調査の項目
大気汚染 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀

騒 音 騒音レベル
振 動 振動レベル
悪 臭 特定悪臭物質濃度及び臭気指数

7 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市環境局施設部工場課（以下「工場課」という。）

（名古屋市役所本庁舎 4階）

イ 名古屋市ウェブサイト

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-8-9-3-0-0-0-0-0.html>

(2) 縦覧期間

令和 5年 7月11日（火）から令和 5年 8月10日（木）まで。ただし、工場課にあっては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

(3) 縦覧時間

工場課 午前 8時45分から午後 5時15分まで

8 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

工場課

(2) 提出期限

令和 5年 8月24日（木）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

また、郵送による場合は令和 5年 8月24日（木）までの消印のものに限り受け付けます。

名古屋市環境局施設部工場課

名古屋市告示第 382号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和5年名古屋市告示第91号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 7月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市昭和区高辻町1401番の一部及び瑞穂区高辻町1407番 1の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 383号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和5年名古屋市告示第 138号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 7月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市天白区塩釜口一丁目 505番の一部及び 507番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 384号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 109号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 7月14日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区玉船町 1丁目 1番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市教育委員会告示第16号

教育委員会定例会の開催について

令和5年7月21日午後3時00分西12C会議室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年7月14日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

1 議事

令和6年度使用教科用図書の採択及び採択審議について

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

事務局人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第17号

教育委員会臨時会の開催について

令和5年7月28日午後3時00分大会議室において教育委員会臨時会を開催し
次の議件を付議します。

令和5年7月14日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

令和6年度使用教科用図書の採択及び採択審議について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 5年 7月13日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1589号	㈱サンセ ルフ	富田 和敬	愛知県豊田市美里一 丁目14番地 9	令和 5年 6月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 7月14日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 5年 7月20日（木）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第57号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第58号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第59号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第60号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第61号議案 相続税の納税猶予に関する利用状況の確認について

名古屋市農業委員会事務局農政課